

※本書について

- 1) 平成 29 年（債権法）、平成 30 年（相続法）、令和 3 年（物権法、相続法）改正民法に対応。その他の法令は、令和 7 年 3 月 1 日時点において施行の法令に基づいて作成されています。
- 2) 平成 27 年から令和 6 年までの本試験択一問題の各肢を体系別に掲載してあります。ただし、不動産登記法等の改正により、一部内容を改め不要と判断した肢は削除しています。
- 3) 問題番号の□□□は、チェック欄です。学習にお役立て下さい。

本書(第 2 分冊)は 339 ページから 570 ページまでを収録しております。

1 ページから 338 ページまでは第 1 分冊に収録しております。

土地家屋調査士

肢別択一過去問特訓本（平成27年～令和6年）

目次

第1分冊

I 民法・関連法規	1
I-1 総則	1
I-2 物権	39
I-4 親族・相続	69
I-5 関連法規	91
1. 区分所有法.....	91
2. 借地借家法.....	91
3. 土地区画整理法.....	91
II 表示に関する登記総論	93
II-1 表示に関する登記の特徴	93
1. 表示に関する登記の意義と目的.....	93
2. 一不動産一登記記録の原則.....	93
3. 職権による登記.....	95
4. 登記官の実地調査権.....	99
II-2 登記の対象となる不動産	101
1. 登記の対象となる土地.....	101
2. 登記の対象となる建物.....	103
II-3 管轄登記所	113
II-4 登記情報の保存と公開	119
1. 登記記録等の保存期間.....	119
2. 登記情報等の公開.....	123
II-5 地図と建物所在図	127
1. 地図.....	127
2. 地図に準ずる図面.....	139
3. 建物所在図.....	143

II-6 申請人	145
1. 申請適格者	145
2. 共有者による申請	153
3. 相続人による申請	157
4. 代位申請	161
5. 代理人による申請	175
6. 嘱託登記	177
II-7 却下と取下げ	179
1. 却下	179
2. 取下げ	183
II-8 添付図面	187
1. 土地所在図	187
2. 地積測量図	189
3. 地役権図面	195
4. 建物図面	197
5. 各階平面図	203
II-9 登記識別情報	207
1. 通知	207
2. 証明	215
3. 提供を要する場合	215
4. 提供できない場合	219
II-10 図面、登記識別情報以外の添付情報	227
1. 法人の代表者の資格を証する情報（会社法人等番号等）	227
2. 代理人の権限を証する情報（代理権限証書）	231
3. 所有権を有することを証する情報（所有権証明書）	233
4. 所有者を証する情報（所有者証明書）	241
5. 相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続証明書）	243
6. 住所を証する情報（住所証明書）	249
7. 印鑑証明書	255
8. 承諾したことを証する情報（承諾書）	257
9. 規約を設定したことを証する情報（規約証明書）	261
10. 地役権設定の範囲を証する地役権者が作成した情報（地役権証明書）	263
11. 代位原因を証する情報（代位原因証書）	263
12. その他の情報	263
II-11 申請情報、添付情報の提供	265
1. 申請情報の内容	265
2. 申請の方法	289
2-1. 書面申請	289
2-2. 電子申請	291

2-3. 一の申請情報によって申請することができる場合.....	301
3. 原本の還付	307
4. 有効期間の制限	313
5. 添付情報の援用	317
II-12 登録免許税.....	319
1. 納付の要否	319
2. 納付方法.....	321
3. 還付・再使用証明	323
II-13 審査請求.....	327
1. 審査請求権者と審査請求の対象となる処分.....	327
2. 審査請求の手続	329
II-14 その他	331
1. 登記官の除斥.....	331
2. 登記官による本人確認	331
3. 登記が完了した場合に登記官がする通知	331
4. 共同担保目録.....	333
5. 登記完了証.....	335
第2分冊	
III 表示に関する登記各論（土地）	339
III-1 登記事項.....	339
III-1-① 地番と地番区域	339
1. 地番の定め方	339
III-1-② 地目	341
1. 地目の種類	341
2. 地目の認定	341
III-1-③ 地積	353
1. 地積の表示方法	353
2. 地積の誤差の許容限度	353
III-2 各種の登記.....	355
III-2-① 報告的登記	355
1. 表題登記.....	355
2. 表題部の変更・更正の登記.....	355
3. 滅失の登記	361
III-2-② 創設的登記	365
1. 分筆の登記	365

2. 合筆の登記.....	375
3. 分合筆の登記.....	385
Ⅲ-1-2-③ 総合.....	387
1. 河川区域内の土地に関する登記.....	387
2. 敷地権である旨の登記がされた土地に関する登記.....	387

Ⅳ 表示に関する登記各論（建物）..... 389

Ⅳ-1 登記事項..... 389

Ⅳ-1-① 所在.....	389
1. 所在の記録方法.....	389
Ⅳ-1-② 家屋番号.....	393
1. 家屋番号の記録方法.....	393
2. 家屋番号の定め方.....	393
Ⅳ-1-③ 種類、構造及び床面積.....	395
1. 種類の定め方.....	395
2. 構造の定め方.....	397
3. 床面積.....	401
Ⅳ-1-④ 附属建物に関する登記事項.....	407
1. 記録方法.....	407
2. 種類・構造・床面積.....	411
3. その他の記録事項.....	411
Ⅳ-1-⑤ 区分建物の登記事項.....	413
1. 一棟の建物に関する事項.....	413
2. 敷地権に関する事項.....	413

Ⅳ-2 各種の登記..... 417

Ⅳ-2-① 報告的登記.....	417
1-1. 非区分建物の表題登記.....	417
1-2. 区分建物の表題登記.....	421
2-1. 非区分建物の合体の登記.....	429
3-1. 非区分建物の表題部の変更・更正の登記.....	437
3-2. 区分建物の表題部の変更・更正の登記.....	445
4-1. 非区分建物の滅失の登記.....	457
4-2. 区分建物の滅失の登記.....	463
Ⅳ-2-② 創設的登記.....	467
1-1. 非区分建物の分割の登記.....	467
1-2. 区分建物の分割の登記.....	475
2-2. 区分建物の区分の登記.....	475
3-1. 非区分建物の合併の登記.....	477
3-2. 区分建物の合併の登記.....	481
Ⅳ-2-③ (団地)共用部分である旨の登記.....	487

1. (団地)共用部分である旨の登記.....	487
2. (団地)共用部分である旨の規約を廃止した場合の登記.....	495
V その他の表示に関する登記の論点	497
V-1 所有者に関する登記.....	497
1. 表題部所有者についての表題部の変更・更正の登記.....	497
2. 表題部所有者の更正の登記.....	499
3. 表題部所有者の持分の更正の登記.....	505
V-2 総合	509
1. 登記記録の閉鎖.....	509
VI 筆界特定.....	511
VI-1 筆界特定の申請.....	511
VI-2 筆界の調査.....	521
VI-3 筆界特定の手続.....	531
VI-4 その他	537
VII 土地家屋調査士法.....	539
VII-1 資格と登録.....	539
VII-2 業務	547
VII-3 調査士法人.....	555
VII-4 懲戒処分.....	565
VII-5 調査士会と連合会.....	567
VII-6 協会	567
VII-7 罰則等	569

(解説文中の条文、先例の略号について)

※条文略号

不動産登記法第34条第1項第1号	…… (34 I ①)
不動産登記令第7条第1項第1号	…… (令7 I ①)
不動産登記規則第34条第1項第1号	…… (規34 I ①)
不動産登記事務取扱手続準則第67条第1項第1号	…… (準67 I ①)
民法第13条第1項第1号	…… (民13 I ①)
建物の区分所有等に関する法律第2条第1項	…… (区分2 I)
借地借家法第10条第1項	…… (借地借家10 I)
登録免許税法第31条第3項	…… (登税法31Ⅲ)
登録免許税法別表第一の一の(十)のイ	…… (登税法別表第一・一・(十)イ)
登記手数料令第3条第1項	…… (手数料令3 I)
土地家屋調査士法第2条	…… (土2)
土地家屋調査士法施行令第2条	…… (土施行令2)
土地家屋調査士法施行規則第17条	…… (土規17)
日本土地家屋調査士会連合会会則第4条	…… (会4)

※条文を連記する場合

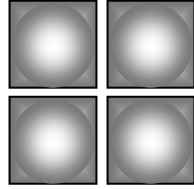
不動産登記法第51条第1項、同法第30条	…… (51 I・30) 法律が同じ場合はナカグロで表記
民法第423条第1項、不動産登記法第59条第7号	…… (民423 I、59㉞) 法律が異なる場合は読点で表記

※先例略号

昭和39年8月2日民事甲第285号民事局長通達	…… (昭39.8.2第285号)
昭和59年9月4日民事三第812号民事局長通達	…… (昭59.9.4第812号)

※判例略号

昭和7年5月9日の大審院の判例	…… (大審院判例昭7.5.9)
昭和42年8月25日の最高裁判所の判例	…… (最高裁判例昭42.8.25)



問題・解説

平成27年～令和6年

第2分冊

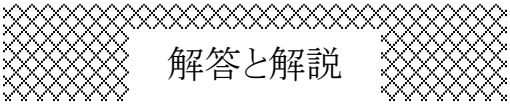
Ⅲ 表示に関する登記各論（土地）

Ⅲ-1 登記事項

Ⅲ-1-① 地番と地番区域

1. 地番の定め方

- 【1】 合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用されない。(R3-9-ア)
- 【2】 登記官は、地番が著しく錯雑している場合には、必要があると認められるときであっても、当該地番を変更することができない。(R3-9-イ)
- 【3】 10番1の土地と10番2の土地とを合筆する場合には、登記官は、特別の事情がないときであっても、合筆後の土地の地番を10番2とすることができる。(R3-9-ウ)



解答と解説

- 【1】 **正**： 地番は、地番区域ごとに起番し、土地の位置がわかりやすいものとなるように定めるものとする（規 98）。抹消、滅失又は合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用しない（準 67 I ②）。
- 【2】 **誤**： 地番が著しく錯雑している場合において、必要があると認めるときは、その地番を変更しても差し支えない（準 67IV）。
- 【3】 **誤**： 合筆した土地については、合筆前の首位の地番をもってその地番とする（準 67 I ⑥）。ただし、特別の事情があるときは、適宜の地番を定めて差し支えない（同 ⑦）